

Weekly Report

第333号
平成27年11月2日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

中小におけるマイナンバーの安全管理措置

マイナンバーの通知が始まり、市町村でことなりますが、概ね11月までに通知カード等が届きます。

◆中小企業の安全管理措置の対応は

事業者は、税や社会保障の手続きのために従業員等のマイナンバーを取得する必要がありますが、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の漏えいや滅失などを防止するために適切な安全管理措置を講じなければなりません。

中小規模事業者にたいしては、実務への影響に配慮し特例が設けられていますが、以下のような対応が必要となります。

◎組織的安全管理措置・・・特定個人情報を取り扱う責任者や事務取扱担当者を決めます。また、特定個人情報の取扱状況が分かるように、業務日誌等に記録を保存します。

◎人的安全管理措置・・・事業者は、特定個人情報が適正に取り扱われるように取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、教育を行います。

◎物理的安全管理措置・・・情報漏えい等を防止

するため、間仕切りの措置や座席配置等を工夫し、特定個人情報に係る書類やパソコンの画面が見えないようにします。また、書類等を施錠できるキャビネットや引出等に収納し、使用しないときには施錠しておくなど、盗まれないように保管します。

◎技術的安全管理措置・・・特定個人情報を取り扱うパソコン等での作業は取扱担当者に限定するなど、勝手に見られないようにします。また、インターネットにつながっている場合は、ウィルス対策ソフトの導入やソフトウェアを最新状態にして、暗号化やパスワードの設定等によりデータを保護します。

26年度所得税調査で46万6千件に申告漏れ

国税庁によると、平成26事務年度（26年7月～27年6月）に実施された所得税の調査等の件数は74万件で、そのうち申告漏れ等の非違いがあったのは46万6千件でした。また、把握された申告漏れ所得金額は8659億円（1件当たり117万円）で、加算税を含めた追徴税額は1008億円（1件当たり14万円）となっています。

なお、実施された調査等の約9割は、文書や電話、来署依頼により計算誤りなどを是正する簡易な接触でした。

国税庁では、富裕層をはじめ、海外取引、インターネット取引などに対する調査を積極的に行っていますので、申告漏れ等に注意しましょう。

11月のチェックポイント

年末調整の準備。各種控除申告書など関係書類を社員に配布して、控除を受けるために必要な証明書などを集めておくように指示します。なお、中途入社の方には前勤務先全ての「源泉徴収票」を取寄せよう依頼します。

※資金需要が増える年末年始の資金計画を再確認。

売掛金回収の徹底を始め、借入が必要なら金融機関に提出する資料を早めに作成します。

※年末の繁盛期はミスが起こりやすいので、事前準備とチェック・フォローの体制を整えます。